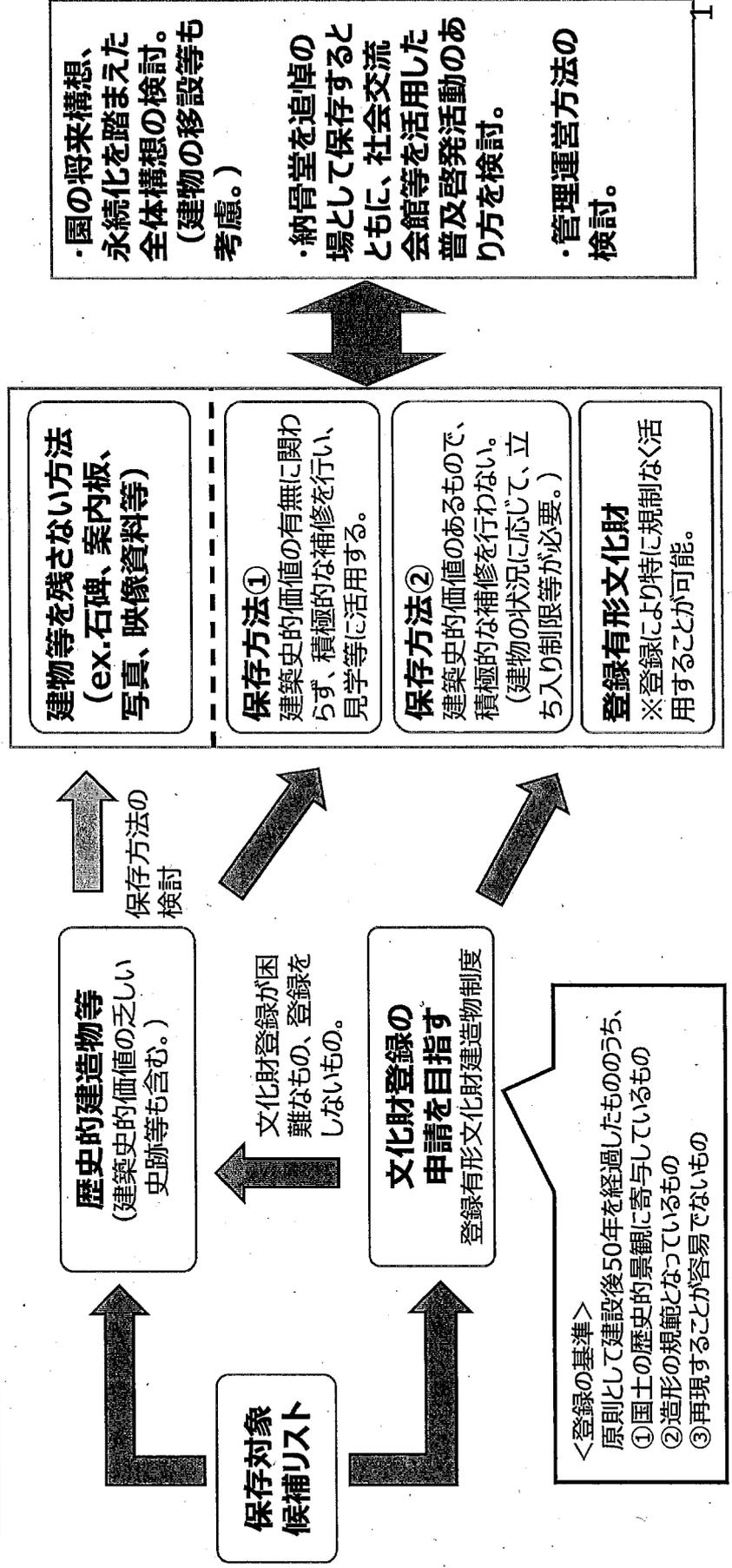


# 歴史的建造物等の保存に関する考え方の再整理

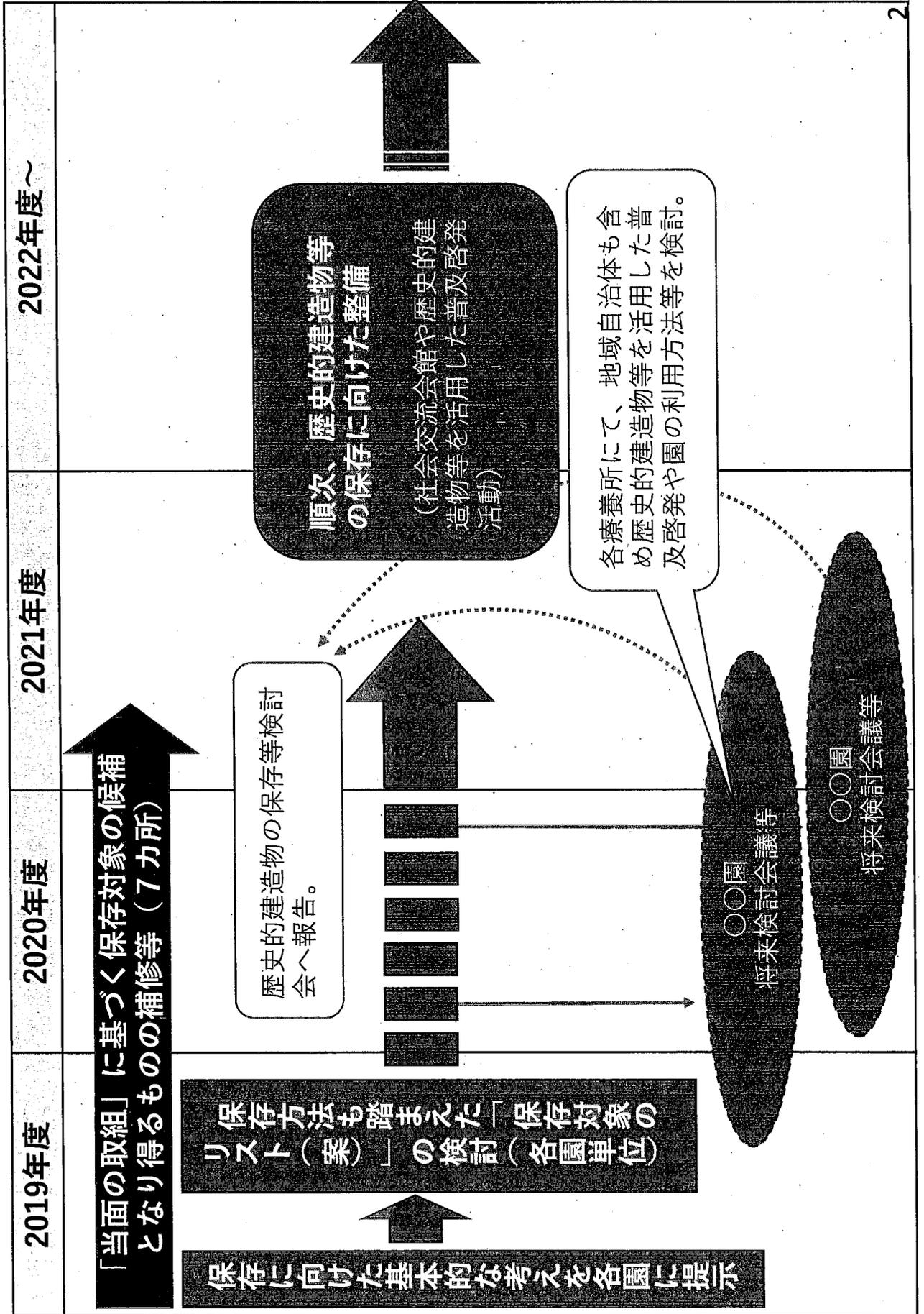
- 歴史的建造物の保存は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条に基づくものであり、これまで、保存対象候補となる施設について緊急補修を行ってきた。
- 本格的な保存を検討するにあたっては、対象により、建築史的価値のあるもの、乏しいものがあり、すべてを画一的に取り扱うことは困難。(ex.保存方法によって、建築史的価値を失ってしまう可能性もある。)
- 保存対象候補の建造物のうち、いくつかが文化財登録されるものも出てきている。(一つの保存形態といえる。)
- 保存に関し、当事者の意見を踏まえながら、建造物の保存目的や活用方法等を考慮した適切な保存方法を決定していく必要がある。



＜登録の基準＞

- 原則として建設後50年を経過したもののうち、
- ① 国土の歴史的景観に寄与しているもの
  - ② 造形の規範となっているもの
  - ③ 再現することが容易でないもの

# 歴史的建造物等の保存にかかると今後の流れ



## 歴史的建造物等の保存に向けた基本的な考え

### 【目的】

歴史的建造物等保存事業は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第18条及びハンセン病問題対策協議会における確認事項を踏まえ、国立ハンセン病療養所に存在するハンセン病隔離政策の歴史・実態を後世に伝える建造物・史跡・資料を保存することによって、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する普及啓発を実施し、ハンセン病患者の名誉回復を図ることを目的とする。

### 【対象の選定】

国のハンセン病隔離政策を伝える建造物・史跡・資料を保存の対象とし、次の観点を考慮し選定することとする。

1. 隔離政策の歴史を象徴する建造物・史跡・資料（文書資料、現物資料）
  - a. 隔離政策の状況を伝えるもの
  - b. らい予防法の施行状況や療養所の運営等に関するもの
  - c. 隔離されたことによる生活の実態を伝えるもの
  - d. 隔離政策によって生まれた生活状況（教育、信仰等）を伝えるもの
  - e. 当該療養所以外には同種の施設が残存しないもの

#### ※留意事項

- ・補修等が必要な場合は、その実現可能性も判断材料とする。
- ・再現は行わない。
- ・ハンセン病対策の歴史を伝える要素がない場合は対象としない。
- ・現在の医療機関機能（療養所としての維持管理機能を含む）や地域開放により貸し付けている土地・施設は対象としない。

2. 建築史的価値を有する建造物

- a. 古さ（竣工年が比較的古く、当初の状態をよくとどめていること。）
- b. デザインや技術の優秀さ（デザインや構造・材料などに関して建築の特徴がみられるとともに、評価できる工夫がみられること。）
- c. 地域性（その地域の特性がデザインや技術等に反映されており、その地域において貴重な建築遺産と考えられること。）

### 【保存方法の検討】

主に、建造物や史跡の保存方法を、以下を参考に検討する。

- a. 見学者等の立ち入りが可能なレベルの建造物の補修、史跡の整備を行う

もの。(建造物については、建築史的価値の有無に関わらず、積極的な補修を行う。)

- b. 建造物や史跡の状況に応じて、立ち入り制限等を行い、積極的な補修を行わないもの。
- c. 登録有形文化財及び史跡として保存するもの。
- d. 建造物や史跡のそのものは残さず、それに代わる石碑、案内板、写真、映像資料等の記録の保存をするもの。

#### 【療養所の全体構想】

療養所の将来構想を踏まえ、永続化に向けた土地のエリア区分(ゾーニング)を含んだ全体構想の検討を行う。

##### ※留意事項

- ・納骨堂を追悼の場として保存するとともに、社会交流会館等を活用した普及啓発活動のあり方を検討する。
- ・保存対象を活用した普及啓発にあたり、対象建造物の移設等も考慮する。
- ・各療養所の状況を踏まえて、地元自治体等と連携して行う。

#### 【検討の進め方】

各療養所で、入所者自治会とともに、保存方法も踏まえた保存対象のリスト(案)を作成する。

その後、厚生労働省担当者、歴史的建造物の保存等検討会委員(調査担当)、地元自治体代表等をメンバーとして加えたワーキンググループを各療養所で設置し議論を行う。

意見を取りまとめて、歴史的建造物の保存等検討会へ報告する。